

免責事項

本ウェブキャストに含まれる情報は一般的なものであり、デロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)が、当該情報により専門的な助言やサービスを提供するものではありません。財務または事業に影響を与える可能性のある、いかなる意思決定または行動の前には、必ず適切な専門家にご相談ください。

本ウェブキャストに含まれる情報の正確性や完全性について、明示的または黙示的を問わず、いかなる表明、保証または約束をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員、職員または代理人のいずれも、本ウェブキャストに依拠することにより、直接的または間接的に発生するいかなる損失および損害に対して責任を負うものではありません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



保険料の返戻に係る会計処理

フランチェスコ・ナガリ、グローバル・IFRS保険リーダー | 2021年12月

議題

- 保険料の返戻
- 設例 – 保険料の返戻に係る会計処理
 - 保険料の払戻し
 - 無事故戻し
 - 実績払戻し
- 実務上の考慮事項

保険料の返戻

概要

本ウェブキャストで取り扱う保険料の返戻¹の例としては、以下のものがある。



保険料の払戻し(ROP)



無事故戻し(NCB)



実績払戻し(ER)



IFRS第17号は、別個でない投資要素(NDIC)の定義を満たさない保険料の返戻について、個別の会計処理を規定していない。

例外



ROPは別個でない投資要素と一緒に開示することが認められるが、保険料が保険契約者に返戻されない状況がひとつは存在するため、別個でない投資要素の定義を満たさない。

¹別個でない投資要素の定義は満たさない

IFRS第17号のガイダンス

ROPは、以下のいずれかの方法で、調整表の開示に含まれる。

- ROPをNDICの金額に含める、または
- 当期受領した保険料から控除する

保険料の返戻取引

IFRS第17号の関連ガイダンス

残存カバーに係る負債(LfRC)は以下に関する義務を含む。

- まだ発生していない保険事故について保険金を支払うこと(すなわち、保険カバーの**未経過**部分に関連する義務)
- 以下に関連するその他の金額を支払うこと
 - まだ提供されていないその他の保険契約サービス
 - 保険契約サービスの提供に関連していない投資要素または**その他の金額**で、発生保険金に係る負債に**振り替えられていないもの**

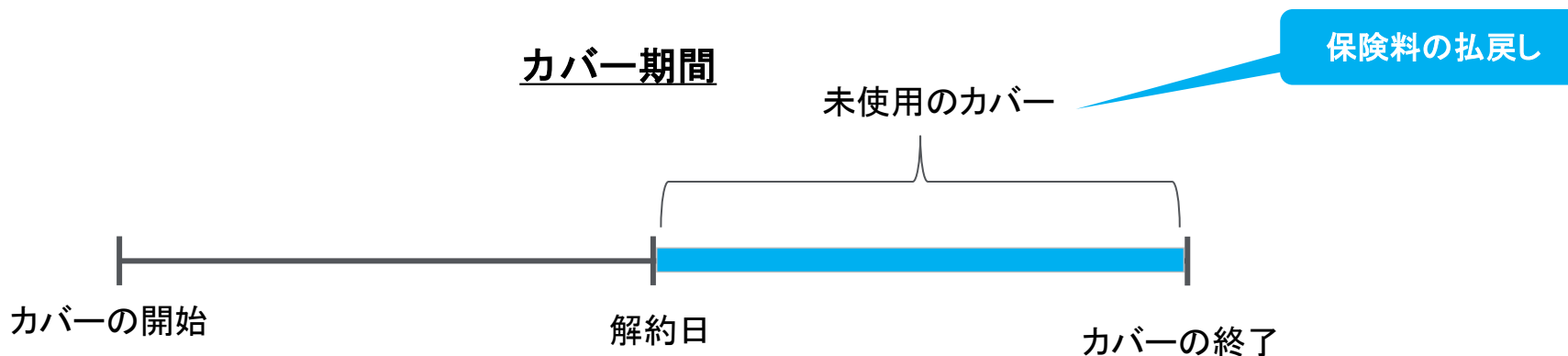
発生保険金に係る負債(LIC)は以下に関する義務を含む。

- **すでに発生している**保険事故について保険金を支払うこと(すでに発生しているが保険金請求がまだ報告されていない事故、および他の発生した保険費用を含む)
- 以下に関連する金額を支払うこと
 - **すでに提供されている**保険契約サービス
 - 保険契約サービスの提供に関連していない投資要素またはその他の金額で、残存カバーに係る負債**ではないもの**

設例

保険料の払戻し

保険料の払戻し(ROP)は、カバー期間が終了する前に保険が解約される際、保険契約者に返戻される金額である。

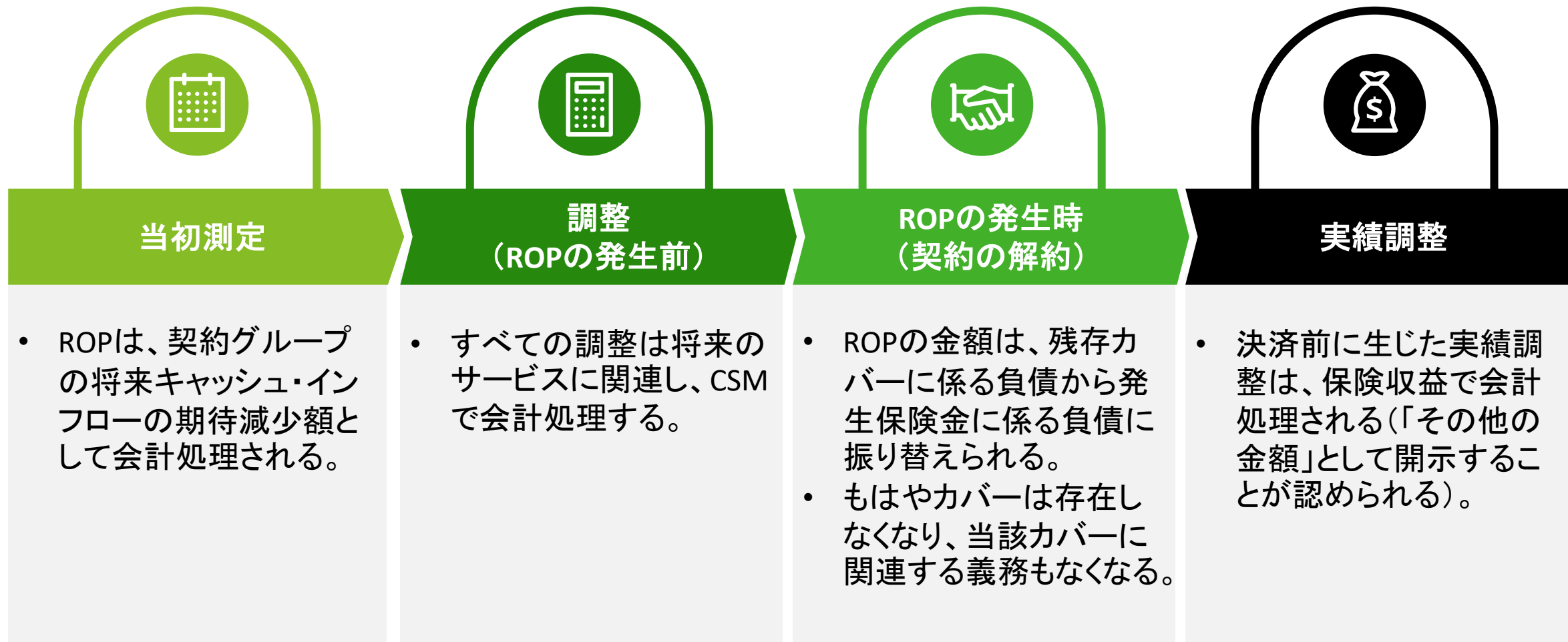


会計上の論点

カバー期間内のある特定時点よりも前に保険契約者が保険を解約する場合、かつその場合にのみ、ROPを受領する権利が保険契約者に付与される場合、保険料の払戻しはどのように会計処理されるか？

設例

保険料の払戻し



設例

保険料の払戻し

ROPに関する実績調整の開示方法を次に示す。

保険収益の分析

残存カバーに係る負債の金額 X

保険金およびその他の保険サービス費用の期待額 X

当期中の非金融リスクにかかるリスク調整 X

CSMの解放 X

その他の金額 X

保険収益合計

ROPの実績調整も含める
(あれば)

設例

無事故戻し

契約の境界線内にある**無事故戻し** (NCB) は、



保険事故が発生しない場合に、特定のカバーの終了時点で支払われる



更新の有無とは関係なく支払われるが、権利確定前に解約すると権利を失う。

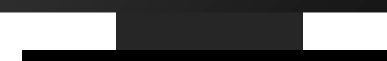


保険料の一定割合 または 一括払い

無事故戻し:

「...保険期間中に保険契約者に保険金支払いが行われなかった場合、当該保険期間中に支払われた保険料の総額の25%に相当する無事故戻しが支払われる。」

例示目的のみで作成

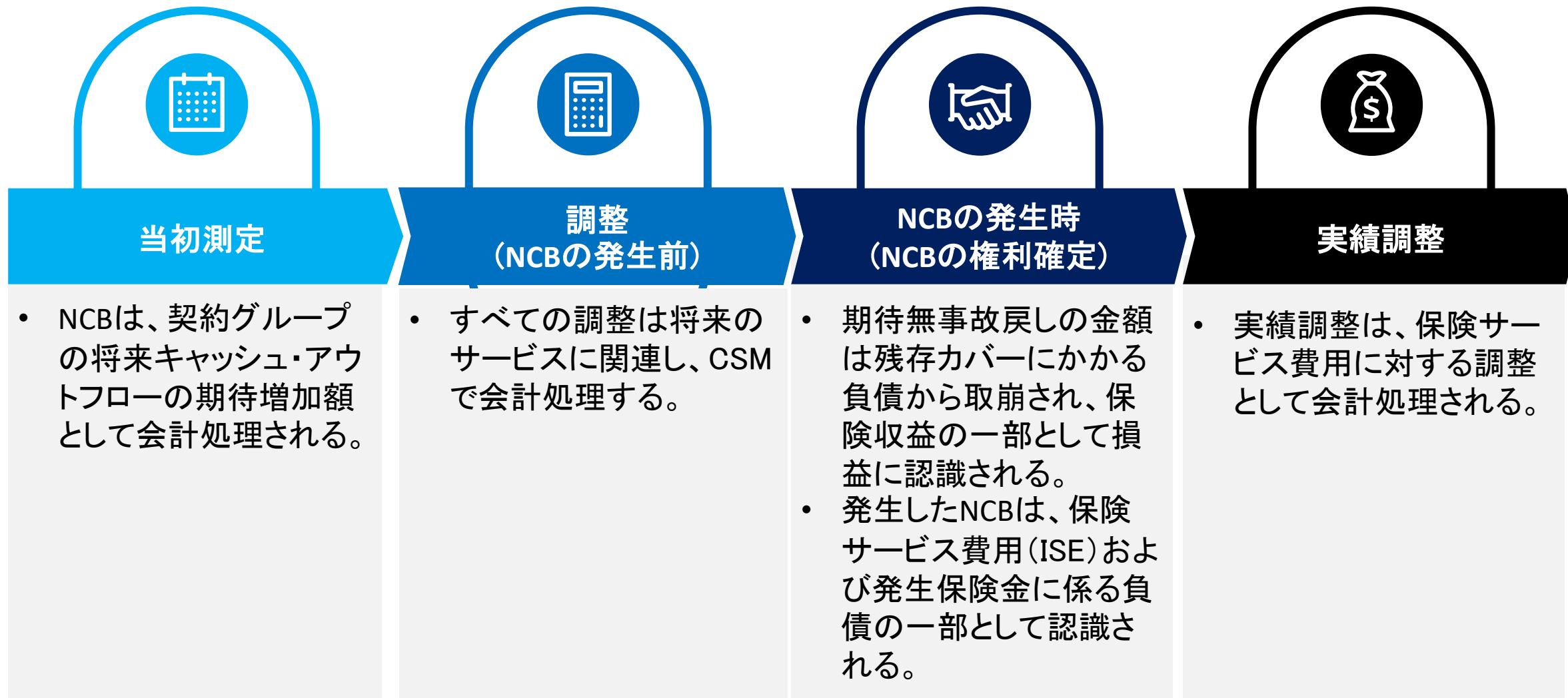


会計上の論点

保険事故が発生しなかった場合にのみ、特定期間末日に保険料の払戻しを受ける権利が保険契約者に付与される場合、保険料の払戻しはどのように会計処理されるか？

設例

無事故戻し



設例

無事故戻し

NCBが損益計算書上でどのように表示されるかを次に示す。

	損益計算書	注
発生したNCBおよび関連する実績調整が含まれる	保険収益 ¹	X
	保険サービス費用 ¹	Y
	発行済の保険契約から生じる保険サービスの結果	

権利確定時に見込まれるNCBの取崩が含まれる

¹ 2018年9月実施のTRGでのスタッフ・ペーパーAP 03では、保険金を条件とする払戻しは保険金の一部であるため、保険サービス費用の一部として認識されることが議論された。

設例

実績払戻し

実績払戻しは、保険商品単位または個々の保険契約者単位において保険金の実際支払額が期待値より少ない場合に保険契約者に支払われる金額である。

その結果、保険金の実際支払額が期待値よりも悪い場合または保険契約者が保険期間に保険契約を解約した場合、保険契約者は保険料の返戻を受ける権利はない。



実績払戻し:

“保険者Bは20x1年1月1日から20x1年12月31日の保険期間に保険料から支払保険金を控除した剰余の10%を保険契約者Cに実績払戻しを提供する”

例示目的のみで作成



会計上の論点:

保険金の実際支払額が期待値より良好、かつ、その場合にのみ、保険契約者が保険料の返戻権を有する場合、実績払戻しに対する会計処理をどのようにするのか？

設例

実績払戻し

実績払戻しに対する会計処理は無事故戻しに類似する:



契約時点では期待値実績払戻しは、追加のキャッシュ・アウトフローとして残存カバーに係る負債に含める



実績払戻しが発生する前の調整は将来のサービスに関連し、CSMで会計処理する。



権利確定時点で、期待実績払戻しは、残存カバーに係る負債から解放され、保険収益の一部として認識され、発生した実績払戻しは保険サービス費用の一部として認識され、相手勘定として発生保険金に係る負債または現金が認識される。



事後の実績調整は、保険サービス費用に対する調整として会計処理する。

設例

要約

下記のテーブルは議論した異なる保険料の返戻取引に対する会計上の取扱いの要約である：

	保険料の払戻し	無事故戻し / 実績払戻し
当初測定	インフローの期待減少額	アウトフローの期待増加額
発生時の処理	貸借対照表において残存カバーに係る負債から発生保険金に係る負債に振り替えを行い、その影響額を保険収益に認識する	保険サービス費用と発生保険金に係る負債を認識する。
発生額の事後変更/実績調整	保険収益を通じて調整される。	保険サービス費用を通じて調整される。



追加事実及び状況により会計処理はいずれかの方法に変更される可能性がある。

実務上の考慮事項

保険料の返戻に関する会計処理についてIFRS第17号の要求事項を適用する場合の実務上の考慮事項

- 保険契約負債に保険料の返戻取引の期待値を正確に把握できる数理モデルが組み込まなければならない。これは現状のIFRS第4号の会計方針とは異なる会計処理である。
- 正しい報告日に残存カバーに係る負債から発生保険金に係る負債への要求される振り替えが可能となるように、IFRS第17号用の補助元帳の仕訳ルールを設定しなければならない。





コンタクトの詳細

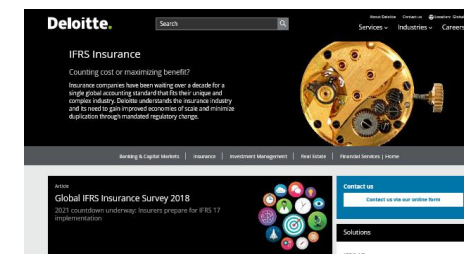
Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or frnagari@deloitte.com.hk

Keep connected on IFRS Insurance with Deloitte:

- [Follow](#) my latest  posts @francesco-nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to the Insights into Deloitte Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at www.deloitte.com/i2ii to your internet favourites
- Visit:
 - IAS Plus [IAS Plus — IFRS, global financial reporting and accounting resources](#)
 - Deloitte Accounting Research Tool [Home | DART – Deloitte Accounting Research Tool](#)



Deloitte.

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our global network of member firms and related entities in more than 150 countries and territories (collectively, the “Deloitte organization”) serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte’s approximately 330,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

The Deloitte brand entered the China market in 1917 with the opening of an office in Shanghai. Today, Deloitte China delivers a comprehensive range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. Deloitte China has also made—and continues to make—substantial contributions to the development of China’s accounting standards, taxation system and professional expertise. Deloitte China is a locally incorporated professional services organization, owned by its partners in China. To learn more about how Deloitte makes an Impact that Matters in China, please connect with our social media platforms at www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021. For information, contact Deloitte China.

德勤



Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.